

3月1日  
～3月31日

## 戸籍に関する情報は

ホームページ上では掲載致しておりません

年金日より

### 学生納付特例制度

住民税務課 電話 0994-22-3039  
住民生活課 電話 0994-25-2511  
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。  
しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度の承認を受けると

① 学生納付特例期間中の障害

や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

② 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、納付しないと年金額には反映されません。就職などで収入を得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するためにも保険料をさかのぼって納付すること（追納）をおすすめします。

※保険料は10年以内なら納付することが可能です。ただし、2年を経過した場合は政令で定められた金額を加算して納付しなければなりません。

#### 【手続きの方法】

役場国民年金係又は、お近くの年金事務所で「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

#### 【手続きに必要なもの】

- 学生証または在学証明書（有効期限がわかるもの）
- 認印

※会社等を退職して学生になった方は、退職したことが証明できる書類（離職票等）が必要となります。

## 家族葬の神田

ご家族、親しい方と  
心づくしのご葬儀を **¥189,000**

葬儀費用として上記金額以外は一切頂きません（消費税込み）  
\*別途料金：●お布施・玉串料（寺院や神主様への志）●火葬場の使用料金

24時間受付 お気軽にお問い合わせください

TEL 58-7916 (有)神田葬祭  
吾平町 麓 寒水

